

県融資制度・経済対策関連 3 資金の概要

(下線部は今回の変更箇所)

制度	融資対象者	資金使途 融資限度額	融資期間・利率	保証料
経済環境適応資金				
セーフティネット資金 責任共有制度対象外資金	中小企業信用保険法第2条第4項第1、2、5、6号の認定を受けた中小企業者 (第1、2、6号 略) (5号の認定基準) (イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期に比べて 3%以上減少 している中小企業者。 (ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。 <u>(ハ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比べて3%以上減少している中小企業者。</u>	設備・運転 8,000万円	3年 年1.5% 5年 年1.6% 7年 年1.7%	0.79% (定率)
原油・原材料高対応資金	最近3か月の月平均売上高総利益額(粗利益)が前年同期に比べて 3%以上減少 している中小企業者。	設備・運転 1億円	3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8% 10年 年1.9%	1.74% ~0.37% (弾力料率)
経営安定資金	最近3か月間の月平均売上高が、前年同期に比べて 3%以上減少 している中小企業者 他(略)	運転 8,000万円	3年 年1.6% 5年 年1.7% 7年 年1.8%	1.83% ~0.40% (弾力料率)